

重 要

再履修科目のクラス配置について

2023年6月8日

法曹養成専攻長

「新学期に必修科目を再履修しなければならないが、法科大学院側で指定するクラスが自分の履修したい別の科目と重ならないよう、再履修者の希望を聴いてほしい」という旨の要望が寄せられています。

学務委員会としては、必修科目についてクラス制により履修するという法科大学院の教育の根幹に影響が及ぶますので、無条件に認めることはできないものの、こうした要望がどの程度あるかを把握した上で、下記の条件で認めることとしたいと思います。

再履修者の皆さんで、上記のような要望をもっている人は、**6月30日（金）15時まで**に、指定の「再履修クラス申請フォーム」より申請手続きを行ってください。

＜申請フォーム＞ <https://forms.gle/9KtXj3CPougkartd9>

記

- ① 再履修する必修科目と選択必修科目または展開・先端科目とが時間割において同一の時間帯に配置されているときに限り、再履修者は、当該時間帯以外のクラスへの再指定を申請することができる。ただし、この扱いは、選択必修科目とされている科目のうち、「英米法総論、倒産法、知的財産法、国際私法、労働法、租税法、経済法」「民事模擬裁判、刑事模擬裁判、民事弁護研究、民事事実認定論、法律相談クリニック、国際契約交渉、倒産処理研究」「国際法、国際租税法、国際経済法、国際人権法」及び展開・先端科目とされている科目のうち、「財政法、地方自治法、情報法、立法学、消費者法、環境法、信託法、社会保障法、裁判外紛争処理法、民事執行・保全法、金融商品取引法、会社労使関係法、租税と諸法、ビジネスプランニング、国際取引法、金融取引課税法、刑事政策、少年非行と法、経済刑法、国際民事訴訟法、資本市場と公共政策、国際商事仲裁、英語で学ぶ法と実務1、英語で学ぶ法と実務2、医事法」につき、各学期4単位を限度として認められる。
- ② 再履修者の①による申請を募った上、必修科目のクラス編成に著しい支障を生じない限りで、学務委員会は、再履修者の申請するクラスを指定することができる。①の申請によるクラス指定は各クラス5名を限度として認めるものとし、これを超える申請があるときは抽選により5名までの申請を認める。
- ③ ①②の定めにより運用することが適切でない事情があると認められるときは、学務委員会は、その都度適切な措置をとるものとする。
- ④ 今回、対象とする科目は、2023年度Aセメスターの科目のみとする。

(以上)